

社会保険等未加入対策の強化

1 趣旨

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、市の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を拡大する。

2 内容

市の発注工事において、社会保険等未加入の元請業者及び一次下請業者に対する排除措置等を、次のとおり二次以降の下請業者に拡大する。

(1)受注者は、二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、当該下請業者に行っている加入指導について、その状況を発注者に対して報告する。

(2)市は、二次以降の下請業者について、指定期間内に社会保険等に加入した確認書類が受注者から提出されず、かつ特別の事情があると発注者が認めなかった場合は、受注者に対して、一次下請業者の場合と同様の措置を行う。

※ 指定期間は原則 30 日とするが、受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は、二次下請負人については 60 日、三次以降の下請負人については 90 日まで延長できるものとする。

3 施行期日

令和元年 7 月 10 日以降に指名・公告する建設工事から実施する。

参考（先行実施している取組）

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止 【平成 29 年 4 月から実施】

市は、受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して次の措置を実施。

措 置	内 容
指名除外の措置	契約違反に該当し、1 か月（最大 1 年）の指名除外を行う。
工事成績評定の減点	指名除外措置に伴い、13 点（最大 20 点）の減点を行う。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「特別の事情」を発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則 30 日）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合